

令和 3 年 5 月 11 日

質問者 様

那 覇 市 長
(まちづくり協働推進課)

回 答 書

事業名	コロナ対応まちづくり協働力アップ事業	
	質 問	回 答
<p><仕様書>P1 3 実施場所</p> <ul style="list-style-type: none">・なは市民協働プラザ2階が、コロナワクチン接種会場となる期間と使用する会議室等を教えてください。・また、会議室が使用できない場合を想定して、会議費を見積る必要がありますでしょうか。		<ul style="list-style-type: none">・（別紙1）なは市民活動支援センター使用可能会議室及び（別紙2）なは市民活動支援センターリーフレットをご覧ください。・また、なは市民協働プラザ1階女性センター学習室2（定員30人）や5階なは産業支援センター研修室大（定員40人）、もしくは隣接するIT創造館大会議室（定員40人）の使用について、当課において調整することは可能です。 上記の施設使用料は、市主催事業につき減免対象です。その他民間の施設を使用する必要がある場合は、会議費の見積りをお願いします。
<p><仕様書>P3 (3) 協働の手引書作成業務</p> <ul style="list-style-type: none">・那覇市の政策において「協働の手引書」の位置づけを教えてください。		<ul style="list-style-type: none">・「協働の手引書」は、第5次那覇市総合計画で示されている那覇市のまちづくりのビジョンを実現するためのツールとして位置づけます。
<p><仕様書>P3 (3) 協働の手引書作成業務</p> <ul style="list-style-type: none">・「コロナの影響による課題に対応する協働を推進するための手引書作成業務」とありますが、本事業期間内においてコロナが収束した場合、収束後の本手引書はどのような位置づけになりますでしょうか。・また、協働推進にあたり関連するほかの政策等がありますでしょうか。		<ul style="list-style-type: none">・「協働の手引書」はコロナ収束後も那覇市のまちづくりにおいて協働を推進するためのガイドライン及びハンドブックとなるものとして位置付けます。・第5次那覇市総合計画において、各分野の協働推進が示されている政策として、那覇市地域福祉計画、那覇市地域防災計画、那覇市都市計画マスタープランなどがあげられます。

<p><仕様書>P3 (3) 協働の手引書作成業務 II 手引書の内容</p> <p>手引書の作成にあたり、平成 21 年度に作成された「いっぽすすんだ協働のための手引書」を土台とするとありますが、今までどのように使用されてきたか教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直近では、令和元年度なは市民活動支援センター主催「那覇市の協働の NEXT ステージを考える講座」において、参考資料の一つとして活用しました。 また、第 5 次那覇市総合計画 P32 施策 1 「自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる」において、関連条例等として当該手引書を記載しており、合わせて市ホームページにも掲載しております。
<p><募集要項>P6 17 契約に関する基本事項 (2) 契約代金の支払い方法</p> <p>契約代金の一部概算払いを協議することは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約代金の一部概算払いを協議することは可能です。